

早稲田大学大学院法学研究科

2017年7月

博士学位申請論文審査報告書

論文題目 「法律過程と臨床過程との歴史的相克
—日本の少年保護司法システムにおける検察官の役割と
その中国法への示唆に関する考察」

申請者氏名 李 程

主査	早稲田大学教授	石川 正興
	早稲田大学教授 博士（法学）（立教大学）	松澤 伸
	国士舘大学教授	吉開 多一
	早稲田大学教授	小西 暁和

李 程 氏 博 士 学 位 申 請 論 文 審 査 報 告 書

早稲田大学大学院法学研究科博士後期課程学生 李 程氏は、早稲田大学学位規則第7条第1項に基づき、2017年2月1日、その論文「法律過程と臨床過程との歴史的相克—日本の少年保護司法システムにおける検察官の役割とその中国法への示唆に関する考察」を早稲田大学大学院法学研究科長に提出し、博士（法学）（早稲田大学）の学位を申請した。後記の委員は、上記研究科の委嘱を受け、この論文を審査してきたが、2017年6月20日、審査を終了したので、ここにその結果を報告する。

1. 本論文の目的・特徴・構成

(1) 本論文の目的と特徴

本論文は、日本の少年保護司法システムにおける検察官の役割の歴史的変遷について考察を行うとともに、この考察を基に、「少年法」の存在しない中華人民共和国（以下、「中国」という。）の刑事司法システムにおいて少年事件を取り扱う際に、検察官がどのような役割を果たすべきかを検討するものである。その際に李 程氏が重視するのは「法律過程における犯罪」と「臨床過程における犯罪」という二つの犯罪観の対立であり、その対立を中心に据えて分析・考察を行う点が本論文の際立った特徴となっている。

(2) 本論文の構成

本論文の構成を節の単位まで示すと以下の通りである。

序章

- 一 問題の提起
- 二 本稿の構成

第一章 日本の少年保護司法における検察官の役割の変遷

- 一 検察官先議主義の確立——旧少年法
- 二 全件送致主義への変遷——現行少年法
- 三 少年審判への検察官関与——2000年少年法改正
- 四 検察官権限の拡張——2014年少年法改正

第二章 旧少年法の制定と検察官先議制度

- 一 犯罪少年の処遇における刑罰・保護処分二元主義の確立
- 二 旧少年法の制定経緯
- 三 検察官先議制度の導入
- 四 1966年の「少年法改正に関する構想」における検察官先議の提案
- 五 小括——検察官先議制度の意義と限界

第三章 少年審判への検察官関与

- 一 少年審判への検察官関与——制度の形成と運用の状況

- 二 少年審判への検察官関与——理論的な考察
- 三 保護処分と不処分に対する検察官の抗告受理申立て制度
- 第四章 現行少年法の起訴強制主義
 - 一 少年法の起訴強制主義
 - 二 要保護性と刑事処分相当性
 - 三 検察官送致制度
 - 四 少年法 55 条による移送
 - 五 小括——起訴強制主義による検察官起訴裁量権の制限
- 第五章 中国における少年刑事司法と検察官の役割
 - 一 中国における少年刑事司法
 - 二 少年刑事事件に関する条件付き不起訴制度
 - 三 条件付き不起訴制度における検察官の役割
- 終章 中国の少年司法改革の方向性と検察官の役割の在り方——日本法から得た示唆を
中心に
 - 一 犯罪少年に対する処遇の多様化——保護処分の導入
 - 二 犯罪少年の事件に関して検察官先議主義を採用する可能性と審判機関の設置
 - 三 調査機関の専門化
 - 四 観察制度の充実化
 - 五 検察官の役割の在り方および今後の課題

2. 本論文の内容

(1) 序章では、1922 年制定のいわゆる旧少年法以降の日本の少年保護司法システムの変遷の中で検察官の役割がどのように変容してきたか、またその変容の考察を踏まえて、中国の刑事司法システム上で犯罪少年の事件を処理する場合に検察官がどのような役割を果たすべきか、という本論文の検討課題を明らかにし、そのうえで論文全体の構成を示す。

本章において、李氏は、「犯罪」の捉え方が法律過程・臨床過程・理論過程という三つの場面においてそれぞれ異なり得るとする小川太郎の指摘に示唆を受けて、少年保護司法システムにおける犯罪少年事件の取扱い方法の底流にも「法律過程における犯罪」と「臨床過程における犯罪」という相対立する犯罪観が横たわっていると同時に、この犯罪観の対立は回顧的な「行為—責任—応報」という筋道と展望的な「行為者—要保護性—保護」という筋道という二つの視座とそれぞれ結び付くものであると主張する。

こうした基本的な対立を軸として李氏は論を展開していくのだが、結局、旧少年法の制定時から現在に至るまでの間に犯罪少年事件の取扱い方法は「法律過程重視の傾向」から「臨床過程重視の傾向」へ、そして再び「法律過程重視の傾向」へと変遷し、その変遷に呼応して検察官の役割も変化したと指摘する。と同時に、こうした日本の歴史的変遷は、中国における少年司法制度の改革、とりわけ検察官の役割の在り方に示唆を与えるであろうとの見通しを示す。

(2) 第一章「日本の少年保護司法における検察官の役割の変遷」では、旧少年法以降の日本の少年保護司法システムにおける検察官の役割がどう変容してきたかを検討する。

李氏は、まず旧少年法の成立過程をたどりながら、検察官先議主義が確立した経緯を説明する。その後、1948年制定の現行少年法において検察官先議主義が廃止されて家庭裁判所への全件送致主義が採用されるとともに、家庭裁判所から検察官送致決定を受けた犯罪少年事件に関して起訴強制主義が採用された点を踏まえて、検察官の権限に制限が加えられたことを例証する。さらに、2000年の少年法改正において事実認定手続の適正化を図るべく少年審判への検察官関与が認められるようになり、引き続き2014年の少年法改正を通じて検察官が関与できる事件の範囲が拡大した流れを論述する。

その上で、李氏は、少年法の理念や家庭裁判所の立場・事実認定能力という二つの側面からみて、検察官関与事件の拡大に関する少年法改正は合理性を有していると主張する一方で、上記の変遷は検察官権限の拡張というよりは、むしろ家庭裁判所裁判官が持つ裁量権の拡張と捉えた方が妥当ではないかと指摘する。

(3) 第二章「旧少年法の制定と検察官先議制度」では、旧少年法における法構造と其中での検察官先議制度の位置づけを検討する。

李氏は、始めに、犯罪少年の処遇における刑罰・保護処分二元主義の確立に至る経過を①刑事法における人道主義の思想、②少年保護主義の理念、③「責任一応報」と改善社会復帰処遇との関係という三つの面から考察する。その上で、1872年の監獄則における懲治監まで遡って旧少年法の制定経緯の分析を行うのだが、とりわけ法案の形成過程において犯罪少年事件の手続に関して分立主義・少年審判所中心主義の提案が当初なされていたが、その後検察官先議主義の採用へと変貌していく流れを検証する。次いで、旧少年法下で犯罪少年事件が実際にどのように処理されていたのかに関して、統計上の数値を示しつつ少年審判所送致の運用実態の解明に努める。さらに、戦後の現行少年法制定後の流れの中では1966年の「少年法改正に関する構想」に焦点を当て、年長少年を含む「青年」層の設置により検察官先議制度の提案がなされた点に検討を加える。

以上の検討を踏まえて、李氏は結論として次の2点を指摘する。

第一に、旧少年法の下では、条文から見る限りは「臨床過程における犯罪観」と結びついた「行為者一要保護性一保護」という考え方を重視する方向性が窺えるものの、時代的制約のためからかその方向性は部分的にしか実現されず、結果として「法律過程における犯罪観」を重視していかざるを得なかった。

第二に、現行少年法の下では、その人的・物的・財政的条件が次第に整っていくにつれ、「臨床過程における犯罪観」に立脚した方向性を充実させていくことができた。

(4) 第三章「少年審判への検察官関与」では、2000年少年法改正によって確立された少年審判への検察官関与について、1960～70年代の少年法改正論争にまで遡って制度の形成経緯を検討するとともに、各種統計及び裁判例に基づいて制度導入後の運用状況を分析す

る。その上で、少年審判に検察官が関与することの必要性和合理性について理論的考察を行う。

李氏は、1966年の「少年法改正に関する構想」や1970年の「少年法改正要綱」において少年審判への検察官関与が問題になった経緯を検討した後、1975年の「部会長私案」や1976年の「中間報告」に焦点を当てる。そして、「部会長私案」や「中間報告」において既に検察官が「公益の代表者として適正な審判が行われるように協力する立場」にあると考えられていたことに着目し、その後の2000年少年法改正における議論との連続性を指摘する。

次に、最高裁判所、法務省及び日弁連が公表した統計等から検察官関与の運用状況に関する分析を行った結果、検察官の関与率が低いことを論証し、またその関与の理由について、検察官側が「事案の重大性」を重視するのに対し、家庭裁判所側が「否認あるいは非行事実の認定に必要」であることを重視しているとして、両者の認識の相違を指摘する。他方、2001年から2013年までの公刊物に掲載された、検察官関与に関する裁判例の分析からは、全ての事件について「否認あるいは非行事実の認定に必要」であったことが認められるとして、この点に実務における検察官関与の必要性があると論じる。

さらに、李氏は、少年審判においては刑事裁判以上に裁判官の主導的役割が要求されるとしたうえで、少年が非行事実を否認するなどして、裁判官が少年と対立する場合には、裁判官の主導によって検察官を関与させることにより、和やかな雰囲気破壊されるおそれを回避できると主張する。こうした認識から、単に検察官を「訴追官として」少年審判に関与させることに疑問を投げかけ、家庭裁判所の事実認定能力に限界がある場合に限って、裁判官の裁量により検察官を「審判の協力者として」関与させるという意味において、検察官の役割を理解する立場が明確に示される。このような理解からは、検察官が関与するのは非行事実の認定に限定されるが、非行事実の認定過程は捜査の延長ではなく、捜査機関が犯罪事実を認定した過程を司法機関の立場から公正に吟味検討し、その正当性を確認するものであるから、むしろ検察官を関与させることは、こうした正当性の確認にも有益であって、代替できない性質を有するとの理解が導き出される。また、李氏は、少年の健全育成と人権保障との関係につき、「少年の自由権的人権と社会権的人権との調和を図ること」とし、公権力によるパターンリスティックな介入の合理性を認める立場をとる。この立場からすると、少年の自由権的人権としての反対尋問権や証拠調べ請求権などを認める一方で、裁判官の審判指揮の下に検察官が関与し、非行事実の認定に協力するのは、パターンリスティックな介入をより適正にすることを目指すものであって、究極的には少年の人権を保障するためのものと位置づけられる。

最後に、検察官の抗告受理申立て制度についても検討が加えられる。李氏は、同制度を事実認定の一層の適正化を図るための制度として捉え、少年審判への検察官関与との共通点を指摘する。同制度については、迅速性の原則との矛盾を指摘する見解もあるが、李氏によれば、実体的真実の発見と事実認定の適正化という要請は、迅速性の原則よりも基本的であるとし、誤った事実認定で決定された保護処分を早期に執行されることは、少年に不利益をもたらすだけでなく、正義の実現にも反するとされる。こうした見解に立った

上で、検察官の抗告受理申立て制度は、少年を救済するための制度ではないとしても、事実認定の適正化及び少年の処遇選択を最適化する上で、重要な意義を有するものと結論づける。

(5) 第四章「現行少年法の起訴強制主義」では、家庭裁判所による検察官送致決定がなされた場合に検察官に起訴裁量を認めない「起訴強制主義」が現行少年法において採用されている理由を考察し、これを通じて、少年事件において検察官が果たすべき役割について検討が加えられる。

李氏は、起訴強制主義の規定は現行少年法が採用した「全件送致主義と家庭裁判所先議権」との法的整合性を図るための制度的配慮であることを、既に第一章において指摘しているが、本章ではまず前提として、起訴強制における事実の同一性判断や、一部起訴の可否について検討がなされる。

こうした起訴強制主義は、刑罰と保護処分とが交錯する場面で問題になるところ、李氏は、保護優先主義の下でも刑罰は完全に排除されていないとして、少年に対して刑罰を科すことも保護を目的としたものでなければならず、保護処分も刑罰も少年を保護する手段であると論じる。

起訴強制主義の前提である家庭裁判所による検察官送致決定においては、「要保護性」と「刑事処分相当性」とが問題となる。少年法の基本的概念である前者の「要保護性」に関し、李氏は、非行事実と要保護性との関係についての従来論争を整理した上で、要保護性の「保護」は保護処分による保護に限定すべきであり、その内容には犯罪的危険性、矯正可能性及び保護相当性が含まれるという通説を支持する。こうした理解を前提に、さらに「刑事処分相当性」について検討を行う。李氏は、少年審判においても非行事実を認定する以上、行為主義的判断の必要性は否定しがたいと主張する。その結果、「要保護性」における矯正可能性は、刑事処分相当性における「保護不能」に、保護相当性は「保護不適」に該当し、両者には密接な関連があると主張する一方で、「要保護性」のように行為者主義、すなわち臨床過程重視の下で行われる判断と、「刑事処分相当性」のように行為主義、すなわち法律過程重視の下で行われる判断との間に存在する矛盾緊張関係を認め、これらの相矛盾する要請のバランスを取ることの必要性を強調する。

李氏は、こうした理解を前提に、以下の3点を主張する。

第一に、検察官送致決定の要件を検討し、刑事処分相当性の判断は、家庭裁判所裁判官による行為・行為者の両要素を総合判断した結果であることが必要であること。

第二に、原則逆送制度については、保護不適を推定するものと理解しつつ、刑事処分相当性と要保護性には密接な関連があるから、原則逆送の例外になりうる事情について徹底的な調査を行うことが重要であること。

第三に、犯罪少年に保護処分決定をするにあたって責任能力が必要かについては、保護処分を課すためには社会的非難が可能かどうかを考慮する必要はないが、検察官送致決定をするにあたっては刑罰が問題となるから非難可能性が必要となり、刑事処分相当性の判断に先立って犯罪少年の責任能力を検討すべきであること。

次いで李氏は、起訴強制主義に基づいて刑事裁判所に起訴された少年が、少年法 55 条により再び家庭裁判所に移送される場合を論じる。ここで問題となる保護相当性の概念は、保護処分の有効性と許容性という二要素からなるが、ここにも要保護性における矯正可能性と保護相当性との関連が認められる。李氏は、保護相当性の概念には、行為主義的な捜査によって明らかになるものがあるが、行為者主義的な調査を通じて明らかにされるものが多く含まれているから、少年の刑事裁判においても、こうした調査結果が活用されなければならないが、犯罪事実の認定については、家庭裁判所の実事認定能力の限界を踏まえ、刑事裁判所で公訴事実の認定に確信の心証を得ることが必要であると主張する。

以上の検討結果から、要保護性や刑事処分相当性の判断においても行為者主義的な要素が問題になるから、検察官より家庭裁判所裁判官が行うのが適切であり、ここに旧少年法の検察官先議主義にも限界があることを指摘しつつ、起訴強制主義は、刑事処分相当性の判断に対する検察官の起訴裁量を制限することによって、家庭裁判所裁判官の判断を優位にすることを目的とする制度であると結論づける。

(6) 第五章「中国における少年刑事司法と検察官の役割」では、少年保護司法システムが構築されていない中国において少年刑事事件が処理される特別手続について検討し、その中でも少年刑事事件に関する条件付き不起訴制度に焦点を当て考察する。

先ず、李氏は、少年司法に関する国際準則に応じるべく、1992 年に未成年者保護法が、1999 年に未成年者犯罪予防法が少年保護の基本法として制定された経緯を分析する。その上で、両法では犯罪少年事件の取扱いに関する規定がないため刑法・刑事訴訟法によって対応せざるを得なかったところ、2012 年の刑事訴訟法の改正によって少年刑事事件に対する特別の訴訟手続が定められた、と説明する。この特別の訴訟手続は、以下の 7 つのものを含む。

- ①少年刑事事件処理上の指針としての「教育」・「感化」・「救助」と、主たる原則としての「教育」、従たる原則としての「懲罰」の位置づけ
- ②弁護人を依頼していない少年被疑者・被告人に対する指定弁護制度
- ③必要に応じた少年被疑者・被告人に対する調査の実施
- ④少年被疑者に対する勾留措置の適用の制限
- ⑤捜査段階から適切な成人を同席させる制度
- ⑥条件付き不起訴制度
- ⑦非公開審理の原則及び少年の犯罪記録を封印する制度

李氏は、これらのうちで特別の訴訟手続において中核的な意義を有するのは、⑥の「条件付き不起訴制度」であり、犯罪少年を対象とする当制度は検察官の起訴裁量権を基に展開され、犯罪少年に対する社会調査制度及び幫教観察制度とも密接に関連するとした上で、その現状と課題を解明する。

中国の少年刑事司法に関する上記の検討を行った結果、李氏は、次の 2 点を指摘する。

第一に、検察官が起訴判断をする際には通常「法律過程から捉えた犯罪」の視座を重視するが、犯罪少年の事件については、条件付き不起訴の適用可否の判断に当たって捜査段

階から積極的に調査を実施していることに鑑みれば、「臨床過程から捉えた犯罪」の視座を重視する新たな傾向が生じていること。

第二に、中国では調査機関の専門化と観察制度の充実化が実現されていないために、現段階では「臨床過程から捉えた犯罪」視座の貫徹には困難があり、また、犯罪少年に対する調査及び観察において、検察官の権限が強いことも上記の困難を招来する背景因となっていること。

(7) 終章「中国の少年司法改革の方向性と検察官の役割の在り方——日本法から得た示唆を中心に」では、日本と中国における「犯罪少年の事件処理手続（とりわけ検察官の役割）」に関して行なってきた前章までの比較法的考察を踏まえて、今後の中国の少年司法改革の方向性と検察官の役割の在り方について論じる。

李氏は、少年司法改革を進めていく上で先ずもって必要なのは、犯罪少年に対する処遇の多様化を図り、刑罰に代替する保護処分を導入することであり、その処遇判断を担うための機関として検察官先議制度を前提とした審判機関の設置と、これに並行して、調査機関の専門化及び観察制度の充実化を推し進めることが重要だと主張する。また、こうした改革の方向性を具体化する上で、上述の比較法的考察において得られた日本法の知見を参考にすべきだとして、例えば、①検察官先議制度に関しては、旧少年法や1966年の法務省による「少年法改正に関する構想」本案における制度、②保護処分を決定する審判機関としては、旧少年法の少年審判所に類する機関を挙げる。

李氏は、こうした将来へ向けた提案とは別に中国の制度の現状に触れ、①現在の条件付き不起訴制度の運用における検察官の役割に関して、検察官による調査と捜査のそれぞれの在り方にズレがみられる、②調査のために犯罪少年の身柄拘束を長期化させる弊害がある、さらには③観察活動に対する検察官の過度の関与といった問題がある、と指摘する。そこで、現段階の中国の少年刑事司法において敢えて既存の制度と枠組みを活用して上記の問題を解決するためには、調査機関の専門化及び観察制度の充実化とともに、「行為—責任—応報」の筋道を重視する立場にある検察官の権限に対して必要な制限を加えることが求められると主張するのであるが、その際に、犯罪少年を保護するために検察官の権限を必要最小限に制約する日本の少年保護司法システムは、中国における更なる少年司法改革にとって最も望ましい方向性を示している、と結論づける。

3. 本論文の評価

本論文は、日本の旧少年法から現行少年法、さらには2000年以降の少年法改正を通じて少年保護司法システムにおいて検察官の役割がどのように変容してきたかを分析するとともに、その変容の意義を考察することを通じて中国における少年司法改革の方向性を提示しようとするものである。李氏は、北京師範大学大学院法学研究科修士課程において条件付き不起訴制度について考察した修士論文「未成年者の条件付き不起訴制度に関する考察」を執筆するなど、中国の少年刑事司法に関する基礎的研究を修めた後、「中国国家建設

高水準大学公費派遣研究生」として本学大学院法学研究科博士後期課程に入学した。修士課程在籍時に外国人研究生として1年間交換留学した広島大学短期交換留学プログラムの期間も含め、李氏は、留学期間中に蓄積させていった日本の刑事司法・少年保護司法に関する広範囲にわたる、確かな知見を基に、本論文において中国の少年刑事司法との比較法的考察を行った。その結果、日本の少年保護司法システムにおける検察官の役割に対し鋭い理論的分析を加えることに踏み止まらず、さらに一歩進めて、中国法に対して具体的な示唆を与える深い洞察力を発揮するに至った。こうした犯罪少年事件における検察官の役割に関する日中間の比較的研究は、これまで十分には行われてこなかった領域であり、本論文においてはじめて独創性の高い研究成果として結実した、と評価することができる。

現行少年法の下では、家庭裁判所への全件送致主義を採用しているために、検察官が役割を発揮する場面は限られているのだが、李氏は、検察官が大きな役割を果たす中国の少年刑事司法との比較法的考察を一層深めるために、検察官先議主義を採用していた旧少年法下での検察官の役割にまで射程を広げ、これを考察対象とした。また、わが国では1948年の現行少年法制定以来数度にわたる少年法改正の動きがあったのだが、李氏はこれらの立法提案の中において検察官の役割がどのように示されていたかについても分析を進め、さらに2000年及び2014年の少年法改正に触れ、そこにおいて少年審判への検察官関与が認められるに至るとともに、その後検察官関与の事件の範囲が拡大していったことの意味にも解明のメスを入れる。このように、李氏は考察対象の範囲を広範に捉え、検察官の役割に関して社会的な諸条件からの影響も考慮しながらその変遷をたどり、緻密な考察を加える。また、少年審判の事実認定手続において検察官が果たすべき役割に関しても、説得的な論拠を提示して、その必要性和合理性を評価する。しかし、他方で、少年保護司法システムにおいて検察官が果たす役割の限界に言及することも忘れてはいない。さらに、中国の少年刑事司法における検察官の役割との比較検討に当たっては、条件付き不起訴制度に着目する一方で、日本の刑事司法・少年保護司法における検察官の役割との構造的な異同を明確にし、そこからの確かな示唆を導き出している。すなわち、「現段階の中国の少年刑事司法において、あえて既存の制度と枠組みを活用した上で少年司法改革の方向性を示すとすれば、調査機関の専門化及び観察制度の充実化とともに、検察官の権限に対して必要な制限を加えることが求められている」と結論づけるのである。

本論文において特筆すべきは、法律過程・理論過程・臨床過程という三つの場面において「犯罪」の捉え方がそれぞれ異なり得るとする小川太郎の指摘に示唆を受けて、「法律過程と臨床過程との歴史的相克」という対立軸を中心に据えて考察を行っている点である。李氏は、日本における犯罪少年事件の処理において、旧少年法の時代には条文上は「臨床過程において犯罪を捉える行為者主義重視の傾向」が見受けられるものの、当時の政治的・経済的・社会的制約によりその現実化が困難であったと指摘する。そのため、旧少年法の運用においては行為主義が重視され、「法律過程において犯罪を捉える傾向」が強くなっていた。これに引き換え、戦後の現行少年法制定に続く数十年間は、「臨床過程において犯罪を捉えるための仕組み」を実現するための諸条件が整備されてきたため、行為者主義が重視されるようになり、「臨床過程において犯罪を捉える傾向」が強まっていったと論じる。

しかしながら、その後の少年法の運用政策においては、少年審判における適正手続の保障の観点から行為主義が重視され、「法律過程において犯罪を捉える傾向」が再び強まり、2000年以降の少年法改正では、立法政策の面においても行為主義を重視する方向性が明確になっていったと分析し、この方向性が検察官の役割の変化にも現れていると指摘する。他方、中国に目を転じると、そこでは行為主義だけを重視する傾向から、行為主義と行為者主義の双方とも重視する方向への変化が見られ、「行為—責任—応報」という筋道ばかりでなく、臨床過程における犯罪の捉え方と結び付いた「行為者—要保護性—保護」という筋道をも併せて考慮することが求められていると論じる。

こうした「法律過程 vs. 臨床過程」という対立座標軸を根底に据えた考察方法は、本論文の際立った特徴であると同時に、実際に優れた成果をもたらしたと評価する。今後、李氏が中国において刑事政策分野の研究を進めていく上で、この考察方法をさらに進展されることを大いに期待したい。また、本論文で行った日中間の緻密で正確な比較法研究は、李氏の語学力の確かさの証左であり、今後その語学力に基礎を置いた日中比較法研究がさらに磨かれていき、日中両国の刑事法研究における架け橋としても活躍されることを望みたい。

最後に、李氏の将来の研鑽を期待して、若干の苦言を呈しておきたい。

第一に、小川太郎の言う「理論過程における犯罪」の視座が本論文において活かされていない点が惜まれる。私見によれば、刑事政策論では「犯罪」を複合的な社会的現象として捉え、(加害)行為者の行為のみならず被害者の被害や、社会の人々・公権力の所在からのリアクションをも考察する必要がある。このように、小川太郎の「理論過程における犯罪」の捉え方は、刑事政策論の根底に据えるべき基本的視座であると考えられる。少年法改正に至った背景的諸要因について、この視座に立脚した分析がなされていれば、本論文は一段と輝きを増したであろうと推測される。しかしながら、限られた留学期間でこれを果たすことは「過剰な期待」と言うべきであろう。その点は李氏の今後の研鑽に委ねたい。

第二に、李氏自身が「論じ残した部分」として挙げている事柄であるが、日本では最近少年法の適用対象年齢を含む若年者に対する刑事法制の在り方が議論されており、少年法の適用対象年齢を仮に18歳未満に引き下げられる場合には、刑事司法システムにおいて18歳・19歳の者に対する特別な処分や処遇を制度化すべきとの提案も提出されている。このテーマは本論文でほとんど論じられていない。しかし、少年や若年成人の犯罪に対する対応策は刑事政策論にとって重要な課題であるので、李氏が今後引き続きこの課題に挑戦することを期待する。

4. 結論

以上の審査の結果、後記の審査委員は、全員一致をもって、本論文の執筆者である李程氏が、博士(法学)(早稲田大学)の学位を取得するに価することを認める。

2017年6月20日

審査委員

主査 早稲田大学教授

石川 正興 (刑事法)

副査 早稲田大学教授 博士 (法学) (立教大学) 松澤 伸 (刑事法)

国士館大学教授

吉開 多一 (刑事法)

早稲田大学教授

小西 暁和 (刑事法)

【付記】

本審査委員会は、本学位申請論文の審査にあたり、下表のとおり修正点があると認めたが、いずれも誤字・脱字等軽微なものであり、博士学位の授与に関し何ら影響するものではないことから、執筆者に対しその修正を指示し、今後公開される学位論文は、修正後の全文で差支えないものとしたので付記する。

博士学位申請論文修正対照表

修正箇所 (頁・行 等)	修正内容	
	修正前	修正後
7 頁・19 行	正田満三郎判事 (当時)	正田満三郎
15 頁・17 行、 21 頁・7 行	少年の犯罪事件	犯罪少年の事件
16 頁・6 行	職権主義的構造	職権主義的審問構造
17 頁・27 行	要求されるものであるという」。	要求されるものである」とされる。
21 頁・13 行	置かれるようになる」。	置かれる」ようになる。
23 頁・28 行	全件送致主義・家裁先議主義	全件送致主義 (家裁先議主義)
38 頁・32 行	廃止した。	廃止した。
42 頁・16 行	職権的審問構造	職権主義的審問構造
46 頁・14 行	処遇上好ましくない結果を生じる	処遇上好ましくない結果が生じる
51 頁・34 行	職権主義的審判構造	職権主義的審問構造
69 頁・6 行	3つの概念要素が含まれている」。	3つの概念要素」が含まれている。
69 頁・28 行	守屋克彦判事 (当時)	守屋克彦
69 頁・脚注 209	守屋・前掲注 203	守屋・前掲注 201
71 頁・19 行	廣瀬健二判事 (当時)	廣瀬健二
99 頁・22 行	① 裾分説裾分一立判事によれば、 ……	① 裾分説 裾分一立によれば、……
101 頁・3 行	入江正信判事	入江正信
101 頁・22 行	平井哲雄判事と早川義郎判事	平井哲雄と早川義郎
103 頁・25 行	狭きに失すると述べられ、また保護 相当性は、……	狭きに失する」と述べられ、また「保 護相当性は、……
110 頁・5~6 行	少年法 20 条の規定によって、……	『コンメンタール少年法』の整理によ れば、……
115 頁・20~21 行	廣瀬健二	町野朔
115 頁・22~23 行	精神能力あるいは意思疎通能力で ある」と述べられている。	精神能力」であると述べられている。

115 頁・脚注 409	<u>小西・同上 920~921 頁。</u>	<u>町野朔「保護処分と精神医療」猪瀬慎一郎他編『少年法のあらたな展開』(有斐閣、2001 年) 88 頁。</u>
115 頁・脚注 410	小西・ <u>同上</u> 921 頁。	小西・ <u>前掲注 406 の</u> 921 頁。

以 上